

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県糟屋郡粕屋町長者原東四丁目8番20号
氏名 株式会社日本医療環境サービス
代表取締役 北村 洋輔

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 3 年 3 月 6 日
許可の有効年月日 令和 10 年 3 月 5 日

1. 事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。)

積替え、保管を含む。

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物

汚泥(水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上5品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地 福岡県糟屋郡粕屋町長者原東四丁目115番1

ア 面積 0.8㎡

産業廃棄物の種類 廃油

保管上限 0.72㎡

積み上げることができる高さ 1.05m

イ 面積 0.8㎡

産業廃棄物の種類 廃酸

保管上限 総量0.24㎡

積み上げることができる高さ 0.6m

(以下裏面に記載)

- ウ 面積 0.8㎡
産業廃棄物の種類 廃アルカリ
保管上限 総量0.24㎡
積み上げることができる高さ 0.6m
- エ 面積 19.44㎡
産業廃棄物の種類 感染性産業廃棄物
保管上限 42.77㎡
積み上げることができる高さ 2.2m
- オ 面積 74.90㎡
産業廃棄物の種類 感染性産業廃棄物
保管上限 179.76㎡
積み上げることができる高さ 2.4m
- カ 面積 0.8㎡
産業廃棄物の種類 汚泥
保管上限 0.18㎡
積み上げることができる高さ 0.3m

以下余白

3. 許可の条件

廃棄物の積替え及び保管行為は、上記積替え保管場所以外では行わないこと。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

- | | | |
|-------|--------|---|
| 平成10年 | 6月28日 | 更新許可 |
| 平成10年 | 11月27日 | 変更許可により取扱品目（廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥）の追加 |
| 平成15年 | 6月28日 | 更新許可 |
| 平成20年 | 6月28日 | 更新許可 |
| 平成25年 | 6月28日 | 更新許可 |
| 平成26年 | 3月6日 | 更新許可 |
| 平成30年 | 10月25日 | 変更届出により積替え、保管場所の追加 |
| 令和元年 | 12月24日 | 変更許可により積替え、保管に係る取扱品目（廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥）の追加 |
| 令和3年 | 3月6日 | 更新許可 |
| 令和4年 | 7月25日 | 変更届出により代表者の変更 |

以下余白

5. 積替え許可の有無

有 ・

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名

許可番号

以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の宗像・遠賀保健福祉環境事務所で行ってください。